

志摩市の財政状況

平成25年4月

志 摩 市

《 目 次 》

1	財政の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(1) 市の会計について・・・・・・・・	2
	(2) 歳入歳出決算の推移・・・・・・・・	3
	(3) 収支の状況・・・・・・・・	3
2	歳入の状況・・・・・・・・	4
	(1) 自主財源と依存財源・・・・・・・・	5
	(2) 市税の状況・・・・・・・・	6
	(3) 地方交付税の状況・・・・・・・・	7
3	歳出の状況・・・・・・・・	8
	(1) 目的別歳出の状況・・・・・・・・	8
	(2) 性質別歳出の状況・・・・・・・・	9
	① 人件費の内訳、職員数の状況・・・・・・・・	11
	② 扶助費の内訳・・・・・・・・	11
	③ 物件費の内訳・・・・・・・・	12
	④ 補助費等の内訳・・・・・・・・	12
	⑤ 繰出金の内訳・・・・・・・・	13
	⑥ 普通建設事業費の内訳・・・・・・・・	13
4	市債の状況・・・・・・・・	14
	(1) 市債の借入額の内訳・・・・・・・・	14
	(2) 公債費の内訳・・・・・・・・	15
	(3) 地方債残高の推移・・・・・・・・	16
5	基金の状況・・・・・・・・	18
6	財政指標等・・・・・・・・	19
	(1) 財政力指数と経常収支比率・・・・・・・・	19
	(2) 健全化判断比率・・・・・・・・	20
7	用語解説・・・・・・・・	21
8	資料編・・・・・・・・	別紙

1 財政の概要

(1) 市の会計について

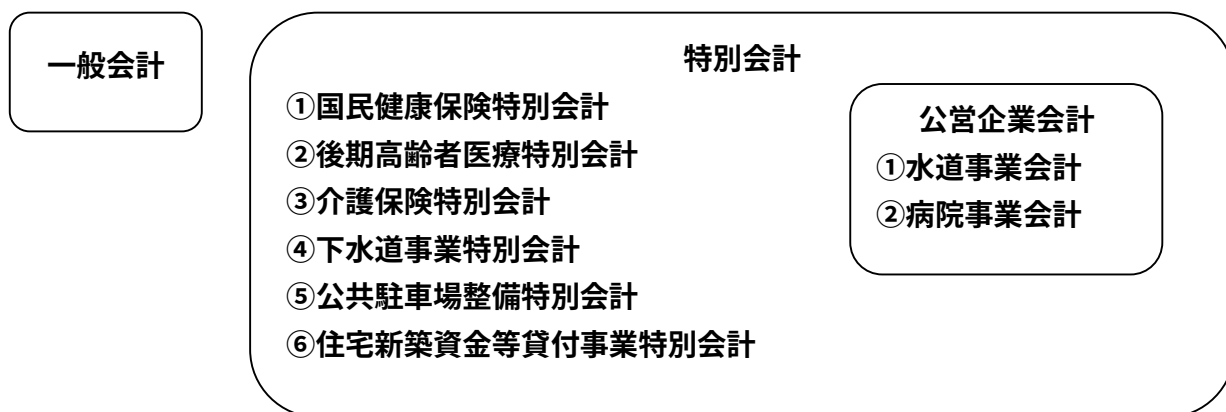
市の会計には、市税を主な財源として、学校、道路の建設をはじめ、福祉、保健衛生、環境保全、産業、教育など行政運営の基本的な経費が計上される「一般会計」があります。

また、特定の事業を行う場合又は特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に、その経理を明確にするため、法律や条例に基づいて設置している「特別会計」があります。

さらに独立採算制を原則とする事業を行う場合に、地方公営企業法の規定の全部又は一部の適用を受けて設置する特別の会計で、一般会計などとは異なり企業会計の方式によって経営する「公営企業会計」があります。

この財政状況では原則として、一般会計と特別会計の一部で構成する普通会計^(注)についてまとめたものです。普通会計とは、各自治体の財政状況を比較するために、決算統計（地方財政状況調査）という国が定めた地方財政の統計上の会計区分です。

2 3年度の会計



(注)

2 3年度普通会計を構成する会計

一般会計（介護サービス事業特別会計として経理すべき部分を除く）、
住宅新築資金等貸付事業特別会計、後期高齢者医療特別会計の一部

※介護サービス事業特別会計は 20 年度をもって廃止し、21 年度から一般会計で経理していますが、決算統計上においては普通会計とは区分して介護サービス事業を特別会計において経理したものとみなしています。

(2) 歳入歳出決算の推移

歳入歳出ともに18年度まで減少し19年度以降増加傾向になっています。

19、20年度は庁舎建設事業や浜島小学校建設事業などの実施によるものが増加の要因となっています。

21年度は国の政策による定額給付金事業や地域活性化・生活対策臨時交付金事業などの実施によるものが増加の要因となっています。

22、23年度は子ども手当の創設が増加の要因となっています。

収支状況

(百万円)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
歳入総額 (A)	25,088	24,127	23,186	24,203	24,940	25,806	26,397	26,161
歳出総額 (B)	24,587	23,634	22,694	23,841	24,291	25,161	25,683	25,400
歳入歳出差引 (A-B) (C)	501	492	492	362	649	645	714	761
翌年度繰越財源 (D)	18	8	30	22	179	155	120	54
実質収支 (C-D) (E)	483	485	462	340	469	490	593	707
単年度収支 (F)	483	2	△ 23	△ 122	130	20	104	113
積立金 (G)	703	561	401	741	294	891	1,133	1,104
繰上償還金 (H)	1	9	1	0	23	82	10	1
積立金取崩し額 (I)	1,035	563	930	1,231	787	373	235	466
実質単年度収支 (F+G+H-I) (J)	152	9	△ 551	△ 612	△ 340	620	1,012	752

(注)各金額については、四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。(以下の表も同様)

(3) 収支の状況

年度の歳入総額 (A) から歳出総額 (B) を差し引いたものが形式収支 (歳入歳出差引 (C)) です。形式収支には翌年度繰越財源 (D) を含んでいます。翌年度繰越財源とは、年度内に事業が完了しないときに翌年度に繰り越して使う財源です。そこで、この繰越財源を差し引いたものが、黒字、赤字を判断する実質収支 (E) です。

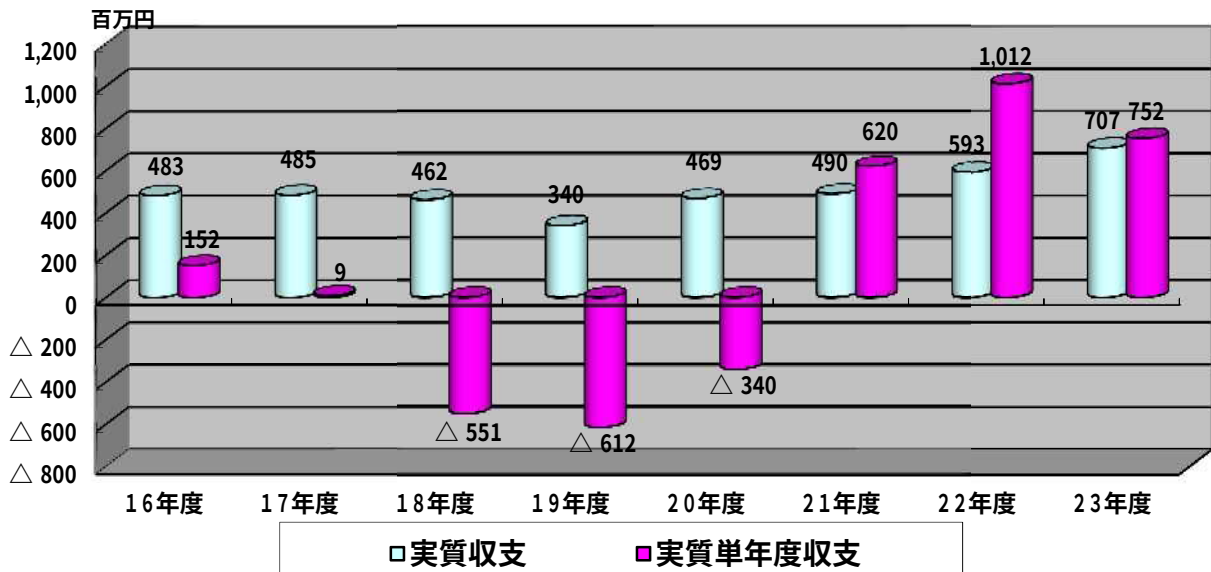
実質収支の推移を見ると、これまでマイナス (赤字) になった年度はありません。実質収支の赤字額が、市税や普通交付税などの合計額 (標準財政規模) の一定割合以上になると、地方公共団体の財政の健全化に関する法律 (財政健全化法) に基づく早期健全化段階または財政再生段階になります。

この実質収支から前年度の実質収支を差し引いたものが単年度収支 (F) です。基金の積立てなどの実質的な黒字要素や、積立金の取り崩しなどの赤字要素が含まれている単年度収支から、これらを除いたものが実質単年度収支 (J) です。

グラフを見ますと、18～20年度はマイナス (赤字) となり基金を取り崩して不足額を補っていますが、21年度以降はプラス (黒字) に転じています。

主な要因としては21年度に生活防衛のための緊急対策に基づき地方交付税が全国で「1兆円」増額されたことに伴う地方交付税の増、庁舎建設に伴う支所機能の見直しによる職員数の削減に伴う人件費の減などです。

実質収支及び実質単年度収支



2 歳入の状況

市がさまざまな行政サービスを提供するために必要な経費は、地方税（市税）や国県支出金、その他の収入で賄われます。

歳入の規模は、18年度から徐々に増加し23年度には約260億円となっています。

地方税は、三位一体改革の一環として、国の所得税から地方の個人住民税への税源移譲が行われたことから、19年度には大きく増加し、地方譲与税が減少しています。

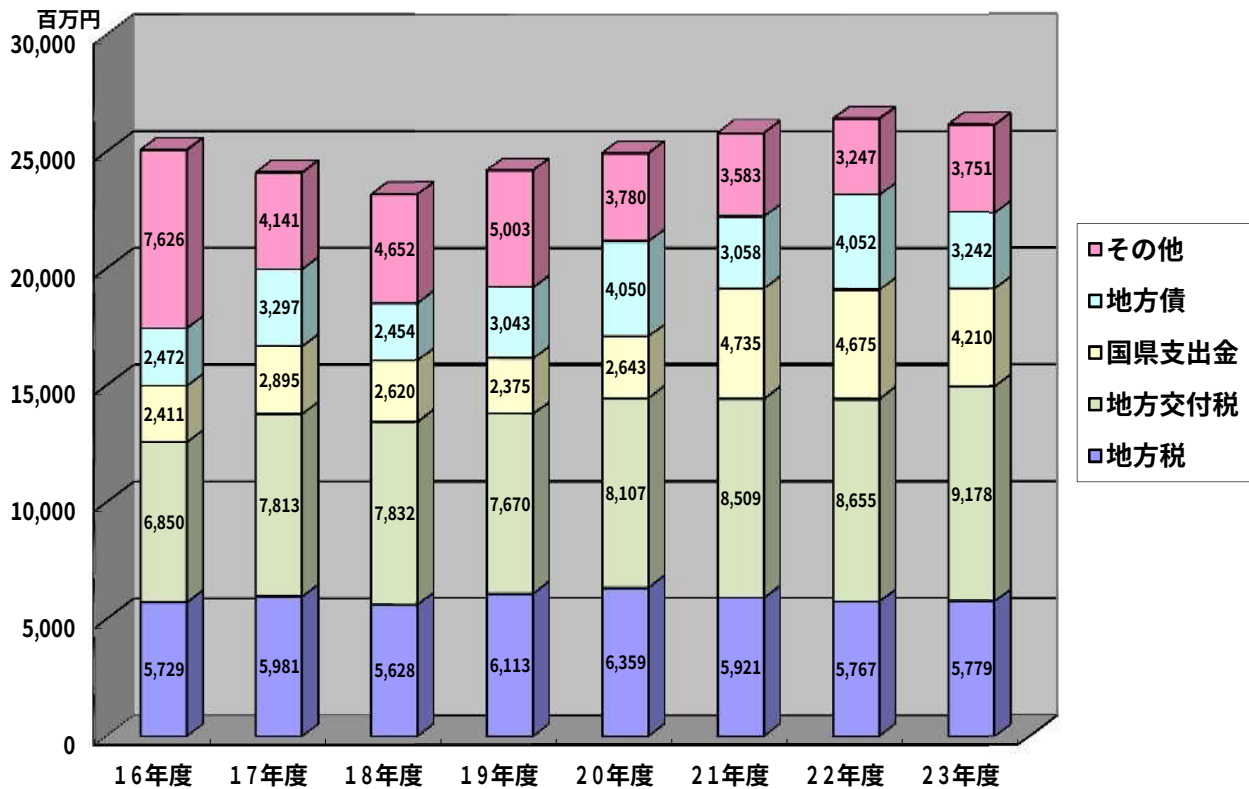
地方交付税については、16年度と比較して23年度は大幅に増加しています。主な要因としては合併に伴い生活保護費が新たに算入されたこと、合併特例債の借入に伴う元利償還金の算入額の増加のほか、財政状態が厳しい自治体へ重点配分する地方再生対策費の創設で増額されたことなどです。

歳入の状況

(百万円)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
地 方 税	5,729	5,981	5,628	6,113	6,359	5,921	5,767	5,779
地 方 譲 与 税 等	1,361	1,422	1,570	1,056	987	961	964	909
地 方 交 付 税	6,850	7,813	7,832	7,670	8,107	8,509	8,655	9,178
分 担 金 ・ 負 担 金	37	32	33	48	45	48	34	48
使 用 料 ・ 手 数 料	683	653	598	572	570	593	573	549
国 県 支 出 金	2,411	2,895	2,620	2,375	2,643	4,735	4,675	4,210
繰 入 金	3,602	773	1,147	1,699	1,066	643	319	741
繰 越 金	932	501	492	492	362	649	645	714
地 方 債	2,472	3,297	2,454	3,043	4,050	3,058	4,052	3,242
財産収入・寄附金・諸収入	1,010	760	811	1,136	750	689	713	789
歳 入 合 計	25,088	24,127	23,186	24,203	24,940	25,806	26,397	26,161

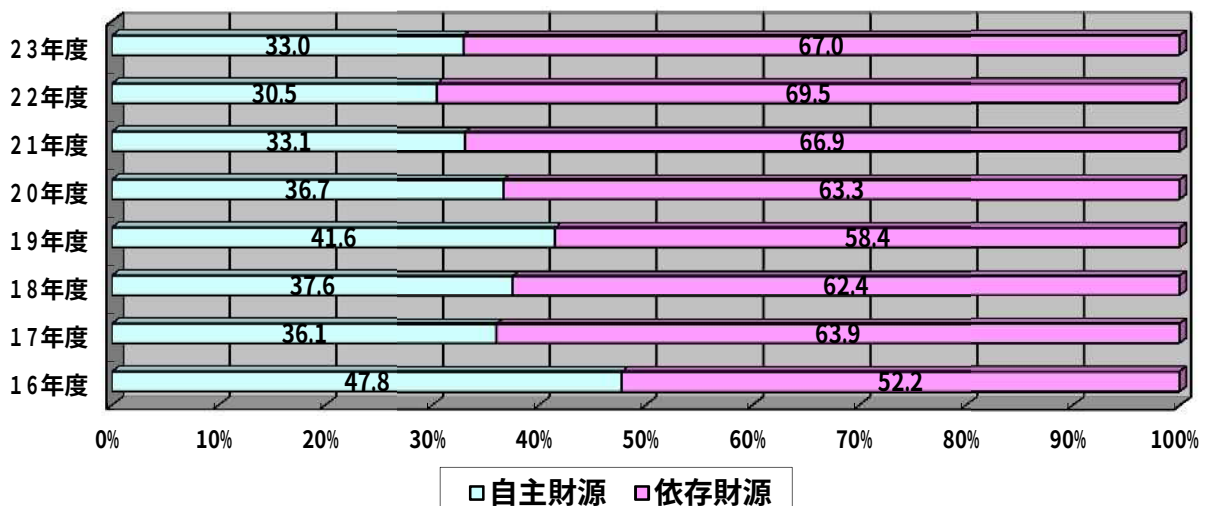
歳入の状況



(1) 自主財源と依存財源

市税など市が自主的に収入できるものを「自主財源」といい、地方交付税や国県支出金、地方債など市自らの収入でないものを「依存財源」といいます。自主財源の割合が大きいほど財政運営の自主性を確保できることとなりますが、本市の自主財源割合はグラフのとおり、30%から40%で推移しており、依存財源に頼った歳入構造であるといえます。

自主財源と依存財源の割合



(2) 市税の状況

23年度の市税は、約58億円と20年度のピーク時に比べ約6億円の減少となっています。

税目別では市民税については、19年度には国の所得税から地方の個人住民税への税源移譲が行われたことから大きく増加しています。その後20年の秋に発生した世界同時不況の影響により景気の低迷が続く、23年度には20年度と比較して2億円以上減少しています。

固定資産税については、3年に一度行われる固定資産の評価替えにより18年度と21年度が前年度と比較して減少しています。

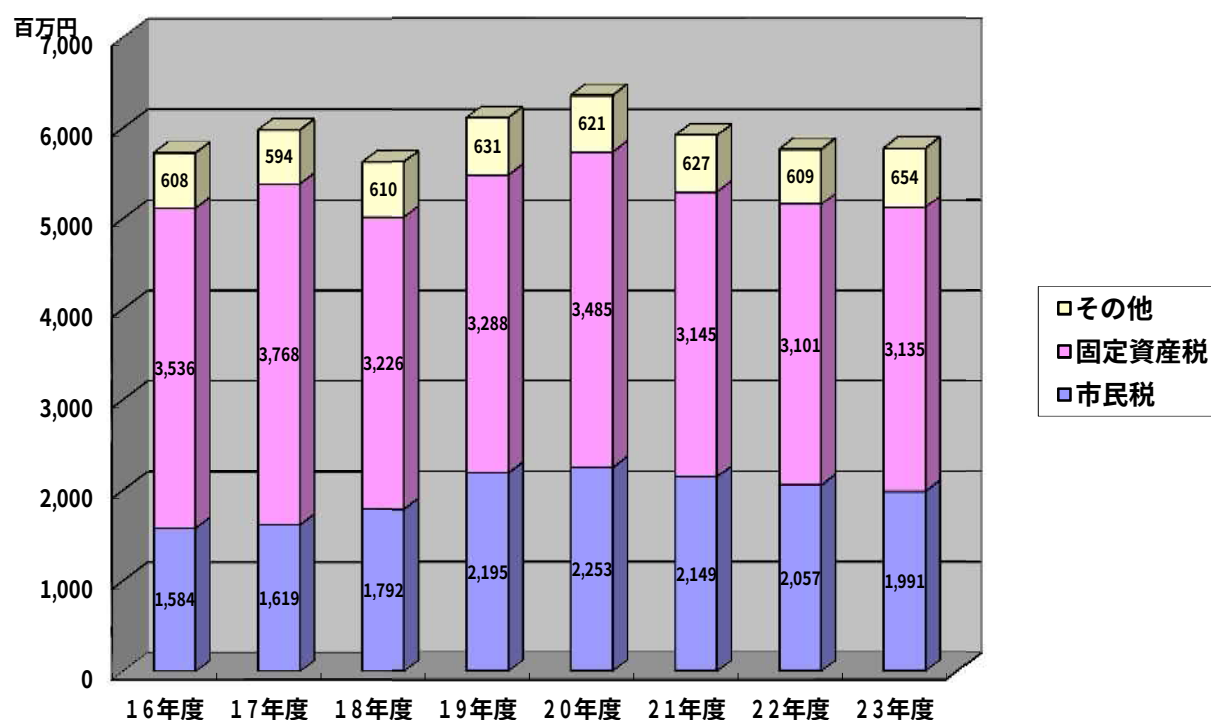
徴収率は、16年度に72.9%であったのが、滞納処分の強化などにより、23年度には79.8%と年々増加傾向になっています。

市税の状況

(百万円)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
市 民 税	1,584	1,619	1,792	2,195	2,253	2,149	2,057	1,991
固 定 資 産 税	3,536	3,768	3,226	3,288	3,485	3,145	3,101	3,135
軽 自 動 車 税	120	122	128	130	134	137	140	141
市 た ば こ 税	403	391	399	394	367	345	345	392
特 別 土 地 保 有 税	2	5	0	0	6	16	0	0
入 湯 税	83	76	82	107	115	129	124	120
合 計	5,729	5,981	5,628	6,113	6,359	5,921	5,767	5,779
徴 収 率	72.9%	72.5%	72.3%	74.6%	77.0%	76.9%	77.7%	79.8%

市税の状況



（３）地方交付税の状況

地方交付税とは、地方公共団体ごとの財源の均衡化を図り、地方財政の計画的な運営を保障するため、国が一定の基準に基づき交付するものです。

そのうち普通交付税は、地方公共団体の標準的な必要額（基準財政需要額）と標準的な収入（基準財政収入額）を見積り、財源不足が生じる場合、その不足額を基礎として地方公共団体に交付されます。

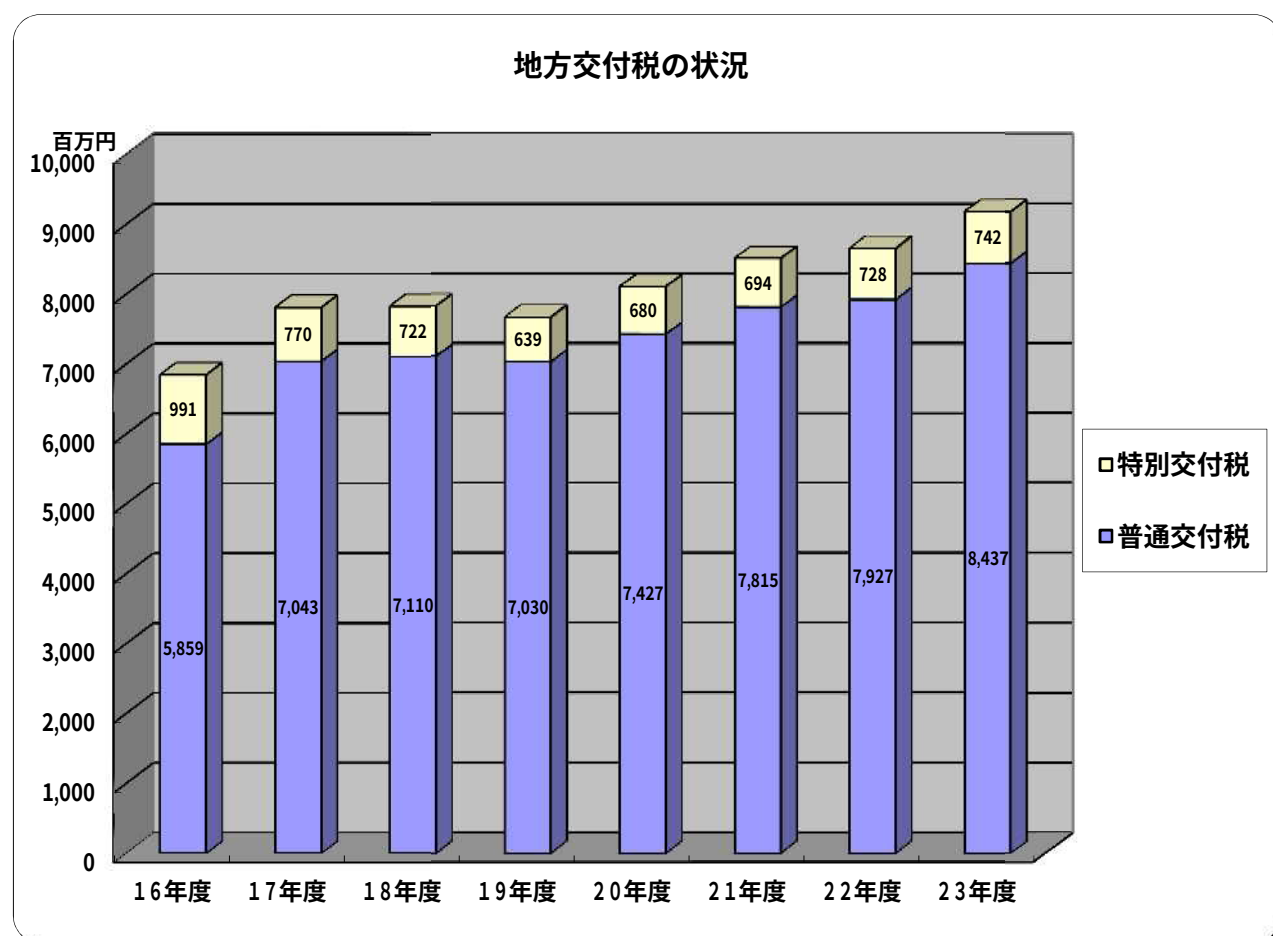
合併特例債の借入に伴う元利償還金の算入額の増加等に伴い増加傾向になっており、１６年度の約５９億円から２３年度には約８４億円と２５億円以上増加しています。

なお、普通交付税については市町村の合併の特例に関する法律に基づき、合併後１０か年度は合併がなかったものと仮定し、合併前の旧市町村ごとに算定した普通交付税の合算額が保障され、その後の５年間は段階的縮減されるため、２７年度以後段階的に縮減され３２年度には志摩市本来の交付税が交付されることになります。

地方交付税の状況

(百万円)

	１６年度	１７年度	１８年度	１９年度	２０年度	２１年度	２２年度	２３年度
普 通 交 付 税	5,859	7,043	7,110	7,030	7,427	7,815	7,927	8,437
特 別 交 付 税	991	770	722	639	680	694	728	742
合 計	6,850	7,813	7,832	7,670	8,107	8,509	8,655	9,178



3 歳出の状況

歳出の規模は、１８年度から徐々に増加し２３年度には約２５０億円となっています。

(１) 目的別歳出の状況

目的別歳出の推移においては、総務費では１９年度、２０年度では庁舎建設事業によるもの、２１年度は定額給付金事業によるものが例年と比較して増加した要因となっています。

民生費では１６年度の約５１億円から２３年度の約７７億円と、この間に２５億円以上増加しています。これは、市町村合併により生活保護事務を市で実施することになったことに加え、子ども手当などの児童福祉関係経費が増加したことによるものです。

衛生費では１７年度に一般廃棄物最終処分場整備事業の実施によるものが例年と比較して増加した要因となっています。

消防費では防災行政無線整備事業の実施により例年と比較して２０年度から２３年度で増加しています。

教育費では浜島小学校建設事業の実施により例年と比較して２０年度、２１年度で増加しています。その後も２２年度で小学校耐震化事業、２３年度に波切小学校改築事業の実施により増加しています。

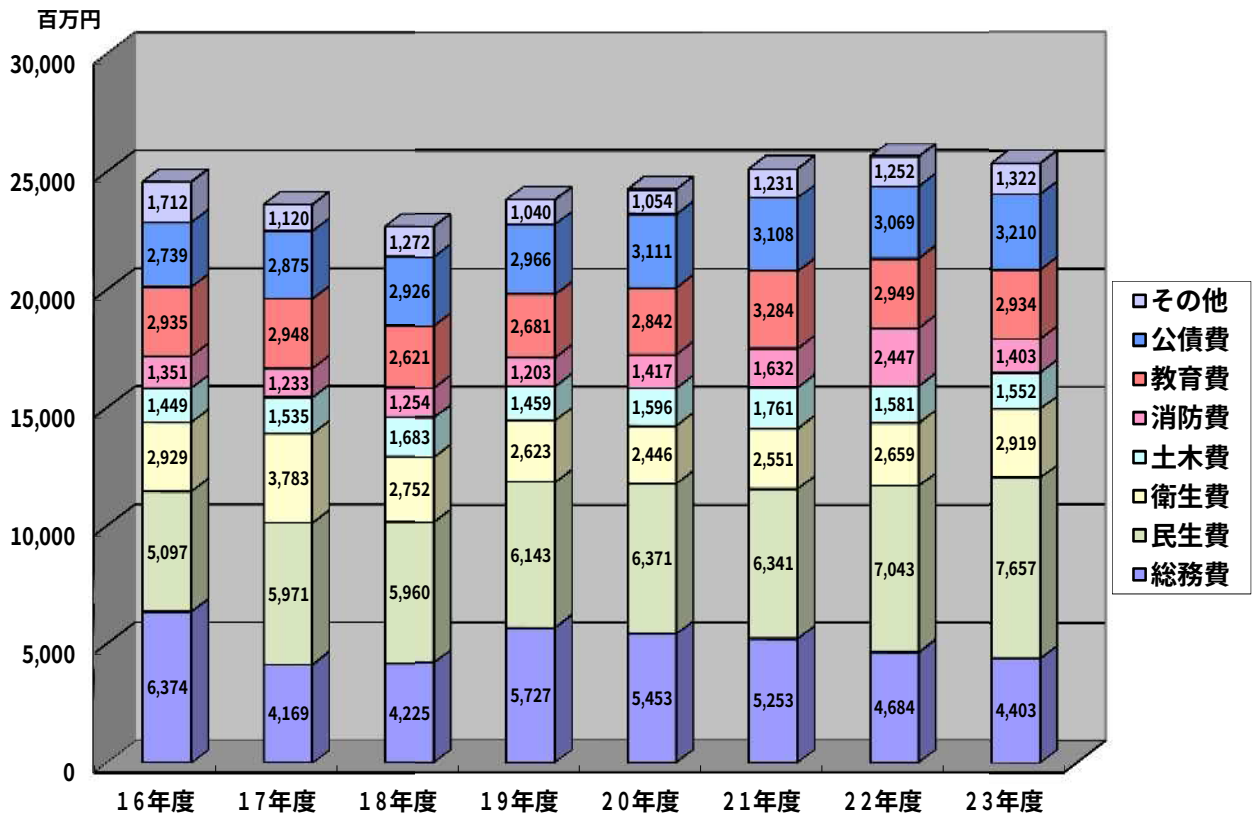
公債費では合併特例債の借入、臨時財政対策債の借入に伴い増加傾向になっています。

目的別歳出の状況

(百万円)

	１６年度	１７年度	１８年度	１９年度	２０年度	２１年度	２２年度	２３年度
議 会 費	353	273	243	242	238	209	202	280
総 務 費	6,374	4,169	4,225	5,727	5,453	5,253	4,684	4,403
民 生 費	5,097	5,971	5,960	6,143	6,371	6,341	7,043	7,657
衛 生 費	2,929	3,783	2,752	2,623	2,446	2,551	2,659	2,919
労 働 費	0	0	0	0	0	67	313	369
農 林 水 産 業 費	842	545	650	457	488	518	394	365
商 工 費	471	301	379	326	312	374	336	308
土 木 費	1,449	1,535	1,683	1,459	1,596	1,761	1,581	1,552
消 防 費	1,351	1,233	1,254	1,203	1,417	1,632	2,447	1,403
教 育 費	2,935	2,948	2,621	2,681	2,842	3,284	2,949	2,934
災 害 復 旧 費	46	1	0	15	16	63	6	1
公 債 費	2,739	2,875	2,926	2,966	3,111	3,108	3,069	3,210
歳 出 合 計	24,587	23,634	22,694	23,841	24,291	25,161	25,683	25,400

目的別歳出の状況



(2) 性質別歳出の状況

性質別歳出を見ますと減少傾向であるのが人件費です。これは志摩市定員適正化計画に基づく職員数の削減及び市町村合併に伴う事務の効率化が図れたことが最も大きな要因となっています。

一方増加傾向であるのが扶助費、公債費、繰出金です。

扶助費については、市町村合併により生活保護事務を市で実施することになったことのほか、志摩市だけに限らず全国的な傾向で、障がい者福祉や児童福祉など社会保障関連の経費の増加が主な原因と考えられます。

公債費については、合併特例債の借入により年々増加しています。合併特例債とは、合併した市町村が、新しいまちづくりのため新市建設計画に基づいて、特に必要な事業の財源として借り入れることができる地方債（市債）のことをいいます。

合併特例債の活用は、合併初年度を含む10か年度（志摩市では26年度まで）に限られます。なお、活用する事業費の95%（充当）までの借り入れることができ、借り入れた地方債の将来支払う元利償還金の70%が普通交付税によって措置されます。

繰出金については、高齢者の医療費の増加に伴い後期高齢者医療特別会計繰出金の増加及び介護サービス利用者や利用量の増加に伴い介護保険特別会計繰出金が増加しています。

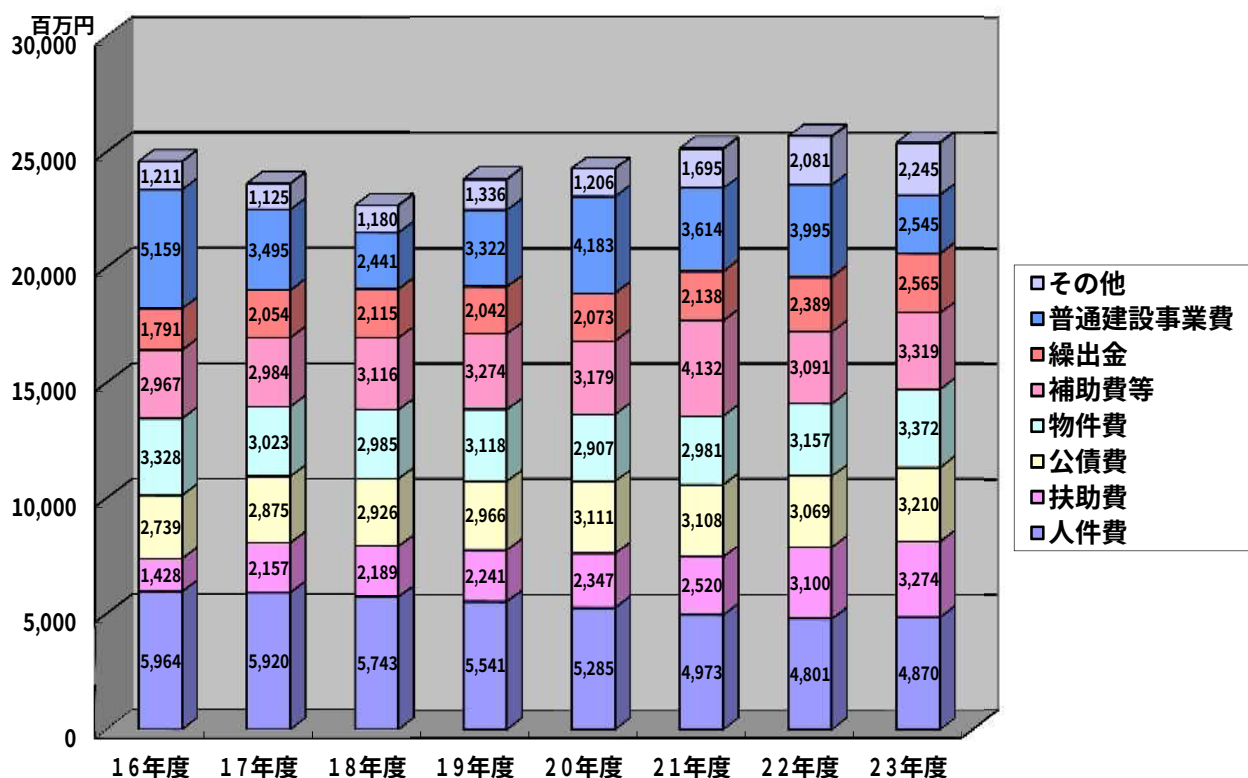
投資及び出資金・貸付金については、20年度に介護老人保健施設・前島診療所運営貸付金により、他の年度と比較して増加しています。

性質別歳出の状況

(百万円)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
人件費	5,964	5,920	5,743	5,541	5,285	4,973	4,801	4,870
扶助費	1,428	2,157	2,189	2,241	2,347	2,520	3,100	3,274
公債費	2,739	2,875	2,926	2,966	3,111	3,108	3,069	3,210
物件費	3,328	3,023	2,985	3,118	2,907	2,981	3,157	3,372
維持補修費	61	139	157	174	174	175	167	245
補助費等	2,967	2,984	3,116	3,274	3,179	4,132	3,091	3,319
繰出金	1,791	2,054	2,115	2,042	2,073	2,138	2,389	2,565
積立金	1,065	908	824	1,075	681	1,417	1,887	1,931
投資及び出資金・貸付金	38	78	199	72	336	40	20	67
普通建設事業費	5,159	3,495	2,441	3,322	4,183	3,614	3,995	2,545
災害復旧事業費	46	1	0	15	16	63	6	1
歳出合計	24,587	23,634	22,694	23,841	24,291	25,161	25,683	25,400

性質別歳出の状況



① 人件費の内訳、職員数の状況

人件費のうち職員給については、16年度に約42億円であったのが、23年度には約32億円と約10億円の減となっています。これは市町村合併により事務の効率化が図れたことと、20年度に庁舎が完成したことから、支所機能の見直しによりさらに職員数の削減が図れたことによるものです。

人件費の内訳

(百万円)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
議員報酬手当	247	185	162	162	159	140	135	135
委員等報酬	170	184	158	164	166	155	145	120
市長等特別職の給与	100	51	51	51	35	33	33	33
職員給	4,177	4,209	4,012	3,832	3,613	3,382	3,204	3,193
共済、退職手当組合負担金等	1,270	1,291	1,360	1,332	1,311	1,262	1,285	1,388
合 計	5,964	5,920	5,743	5,541	5,285	4,973	4,801	4,870

普通会計職員数は16年度に756人であったのが、23年度には635人と121人の減となり、全職員数では16年度に941人であったのが、23年度には785人と156人の減となっており、志摩市定員適正化計画に基づき計画的な削減を行っています。

職員数の状況

(人)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
普通会計職員数	756	755	740	703	688	665	645	635
普通会計以外職員数	185	161	154	152	143	147	149	150
全 職 員 数	941	916	894	855	831	812	794	785

② 扶助費の内訳

扶助費については、市町村合併により生活保護事務を市で実施することになったことにより17年度に大幅な増となったほか、児童福祉関係経費が年々増加傾向にあります。

扶助費全体では16年度から比較して23年度には約18億円の増となり社会保障経費が年々増加し、財政を圧迫させる要因のひとつとなっています。

扶助費の内訳

(百万円)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
民生費	社会福祉費	675	714	658	719	773	879	932
	老人福祉費	142	138	142	138	140	133	115
	児童福祉費	293	547	625	668	665	675	1,173
	生活保護費	282	714	722	670	720	775	808
	災害救助費	0	0	0	0	0	0	2
衛生費	0	0	0	0	0	4	4	1
教育費	37	42	41	45	49	54	53	52
合 計	1,428	2,157	2,189	2,241	2,347	2,520	3,100	3,274

③ 物件費の内訳

賃金については、保育所の延長保育や幼稚園の預かり保育の充実、障がい児への対応のための介助員の増員や学習支援指導員の設置により年々増加傾向にあります。また、21年度から23年度には緊急雇用創出事業の実施に伴い賃金が増加しています。

需用費については、市町村合併に伴う事務経費の削減等により減少傾向になっています。

委託料については、子宮頸がん等ワクチン予防接種事業の実施に伴い23年度に増加しています。

物件費全体では16年度に約33億円であったのが、20年度には約29億円まで減少しましたが、23年度には約34億円と増加傾向にあります。

物件費の内訳

(百万円)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
賃 金	398	458	535	586	593	638	707	732
旅 費	64	45	50	40	37	38	36	42
交 際 費	2	1	1	1	1	1	0	0
需 用 費	1,259	1,064	1,036	984	978	925	906	914
役 務 費	192	174	166	169	154	168	156	149
備 品 購 入 費	37	48	53	49	36	36	43	65
委 託 料	1,128	965	905	1,069	900	971	1,081	1,239
そ の 他	248	268	239	221	209	205	229	231
合 計	3,328	3,023	2,985	3,118	2,907	2,981	3,157	3,372

④ 補助費等の内訳

補助費等のうち補助交付金は4億円から5億円で推移していましたが、20年度には介護老人保健施設建設に伴う運営交付金の増、21年度には定額給付金事業の実施に伴い例年より増加しています。

また、企業会計に対する負担金・補助金のうち病院事業会計に対する負担金・補助金を毎年4億円以上支出しており、赤字補てん的な繰出しもしているのが実情です。

補助費等の内訳

(百万円)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
負 担 金	1,802	1,798	1,790	1,687	1,680	1,841	1,956	2,187
補 助 交 付 金	490	449	437	492	705	1,454	472	417
そ の 他	675	737	889	1,095	794	838	663	715
合 計	2,967	2,984	3,116	3,274	3,179	4,132	3,091	3,319
うち一部事務組合等負担金	1,672	1,658	1,672	1,584	1,590	1,722	1,857	1,993
うち企業会計負担金・補助金	536	607	717	891	643	672	532	502
水 道 事 業 会 計	5	5	4	4	3	2	2	2
下 水 道 事 業 会 計	118	129	114	125	141	120		
病 院 事 業 会 計	413	473	600	762	500	550	530	500

⑤ 繰出金の内訳

特別会計に対する繰出金が主なものですが、後期高齢者医療制度の創設により２０年度以降に老人保健特別会計に対する繰出金が減少し、後期高齢者医療特別会計に対する繰出金が増加しています。

また、介護保険特別会計に対する繰出金は、介護サービス利用者や利用量が年々増加するとともに、サービス提供基盤も充実するなど、制度の普及・定着が図られたことにより増加傾向になっています。

繰出金全体で１６年度には約１８億円であったのが、２３年度には約２６億円と約８億円の増加となり、扶助費同様財政を圧迫させる要因のひとつとなっています。

繰出金の内訳

(百万円)

	１６年度	１７年度	１８年度	１９年度	２０年度	２１年度	２２年度	２３年度
国民健康保険特別会計	545	546	579	544	429	437	552	636
老人保健特別会計	557	593	548	581	58	7	2	
後期高齢者医療特別会計					611	664	700	743
介護保険特別会計	444	567	575	557	620	681	739	774
介護サービス事業特別会計	0	39	57	22	36	42	53	57
下水道事業特別会計	244	311	356	337	319	308	344	350
基 金	1	0	0	0	0	0	0	4
合 計	1,791	2,054	2,115	2,042	2,073	2,138	2,389	2,565

⑥ 普通建設事業費の内訳

普通建設事業とは道路、学校、庁舎等公共用または公用施設の新増設等の建設事業費に要する投資的経費のことをいいます。

総務費については庁舎建設事業の実施により１９、２０年度が他の年度と比較して増加しています。

民生費については、２１年度には民間保育所整備補助事業、２３年度には志摩地区幼保一体化施設整備事業の実施により他の年度と比較して増加しています。

衛生費については、ごみ処理施設最終処分場の建設により１６、１７年度が他の年度と比較して増加しています。

農林水産業費については、農道や漁港の整備完了に伴い年々減少しています。

消防費については、防災行政無線整備事業の実施により２０年度から２３年度が他の年度と比較して増加しています。

教育費について、１６、１７年度に御座小学校建設事業の実施、２０、２１年度には浜島小学校建設事業の実施により他の年度と比較して増加しています。

また、２２年度には小学校屋内運動場耐震化事業（片田、国府）、２３年度には波切小学校改築事業を実施しています。

普通建設事業費の内訳

(百万円)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
総務費	2,109	234	528	1,874	2,115	403	389	44
民生費	130	11	16	20	38	49	127	299
衛生費	664	1,453	163	122	129	190	215	248
農林水産業費	512	317	413	207	209	291	162	63
土木費	754	823	939	734	885	1,063	976	858
消防費	153	16	48	22	243	459	1,247	210
教育費	783	628	282	325	561	1,125	861	811
その他	54	13	52	18	3	35	18	13
合計	5,159	3,495	2,441	3,322	4,183	3,614	3,995	2,545

4 市債の状況

(1) 市債の借入額の内訳

市債（地方債）とは、いわゆる市の借金のこと、主に公共施設の建設事業に対して借入をしています。17年度以降は、合併した市町村にだけ認められる財政的に有利な合併特例債の借入により、学校整備や庁舎建設などの事業を実施しています。

臨時財政対策債は、約7億円から約17億円の間で推移しています。

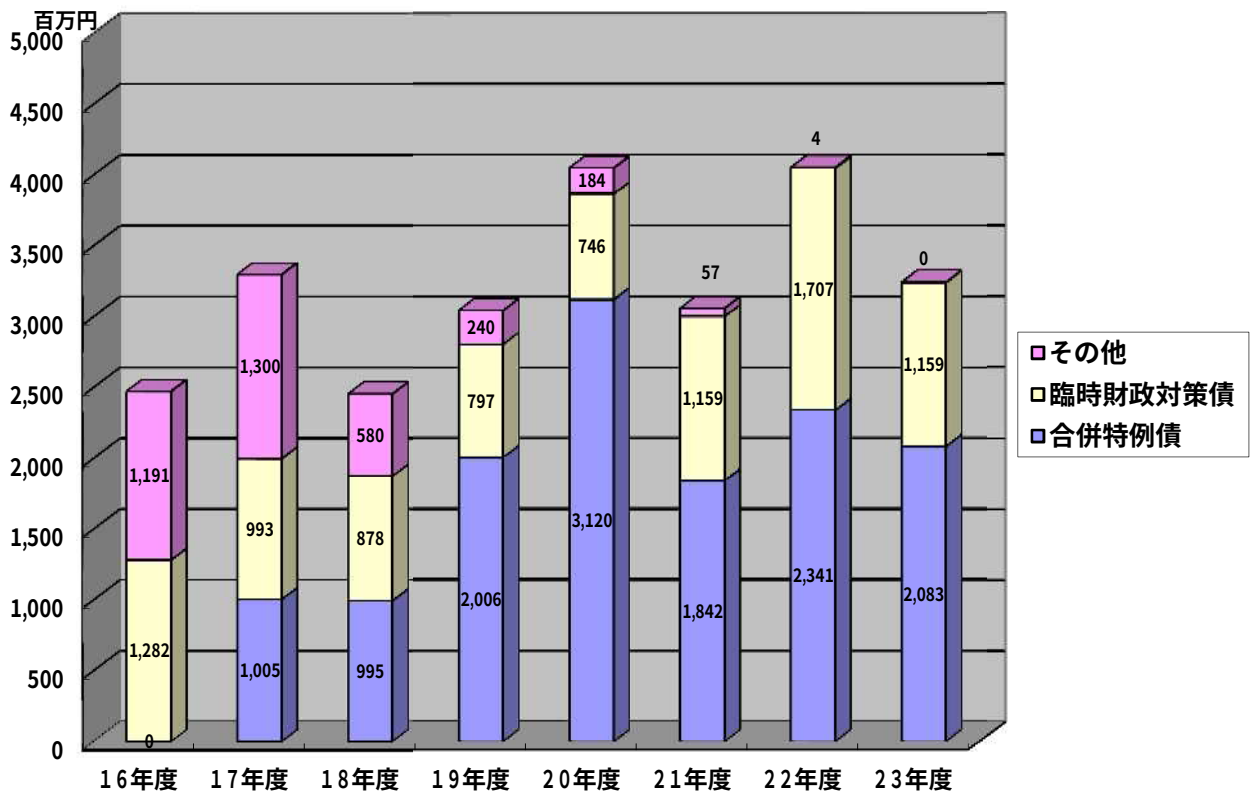
臨時財政対策債とは、地方一般財源の不足に対処するため、普通交付税の振替分として、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債のこと、地方公共団体の実際の借入にかかわらず、その元利償還金相当額が後年度の基準財政需要額に算入されます。1か月の家計に例えると、会社（国）からの今月分の給料（地方交付税）の一部が不払いとなったために、借金（臨時財政対策債の発行）をしてしのぎ、その借金の返済に充てるお金を、翌月以降の給料に上乗せしてもらう（後年度の交付税措置）という形に似ています。

市債の借入額の内訳

(百万円)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
合併特例債	0	1,005	995	2,006	3,120	1,842	2,341	2,083
臨時財政対策債	1,282	993	878	797	746	1,159	1,707	1,159
その他	1,191	1,300	580	240	184	57	4	0
合計	2,472	3,297	2,454	3,043	4,050	3,058	4,052	3,242

市債の借入額の内訳



(2) 公債費の内訳

公債費とは、市が借り入れた市債（地方債）の元金の償還や利子の支払に要する経費及び一時借入金利子の支払いに要する経費のことで、年々増加傾向にあります。

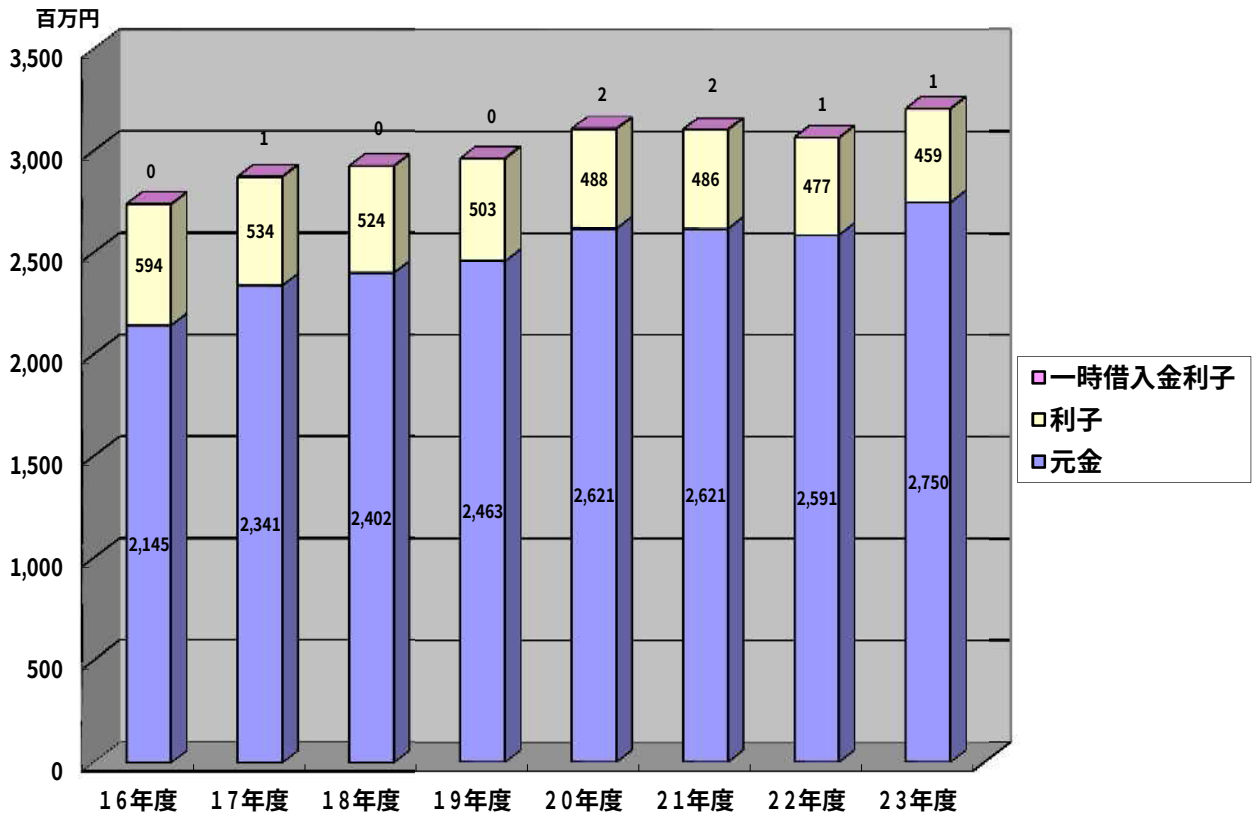
元利償還金のうち元金は、合併特例債の借入に伴い年々増加しています。一方利子については、近年の経済状況の影響により地方債残高が増加しているものの低利な借入により年々減少しています。

公債費の内訳

(百万円)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
元 利 償 還 金	2,739	2,875	2,926	2,966	3,110	3,106	3,069	3,209
元 金	2,145	2,341	2,402	2,463	2,621	2,621	2,591	2,750
利 子	594	534	524	503	488	486	477	459
一 時 借 入 金 利 子	0	1	0	0	2	2	1	1
合 計	2,739	2,875	2,926	2,966	3,111	3,108	3,069	3,210

公債費の内訳



(3) 地方債残高の推移

地方債残高とは、市の借金の残高のことで、合併特例債や臨時財政対策債の借入により年々増加しています。ただし臨時財政対策債を除く地方債残高は、16年度から23年度までに約1億円増加しただけで、投資的経費に対する地方債残高としては横ばいとなっています。

地方債残高の推移

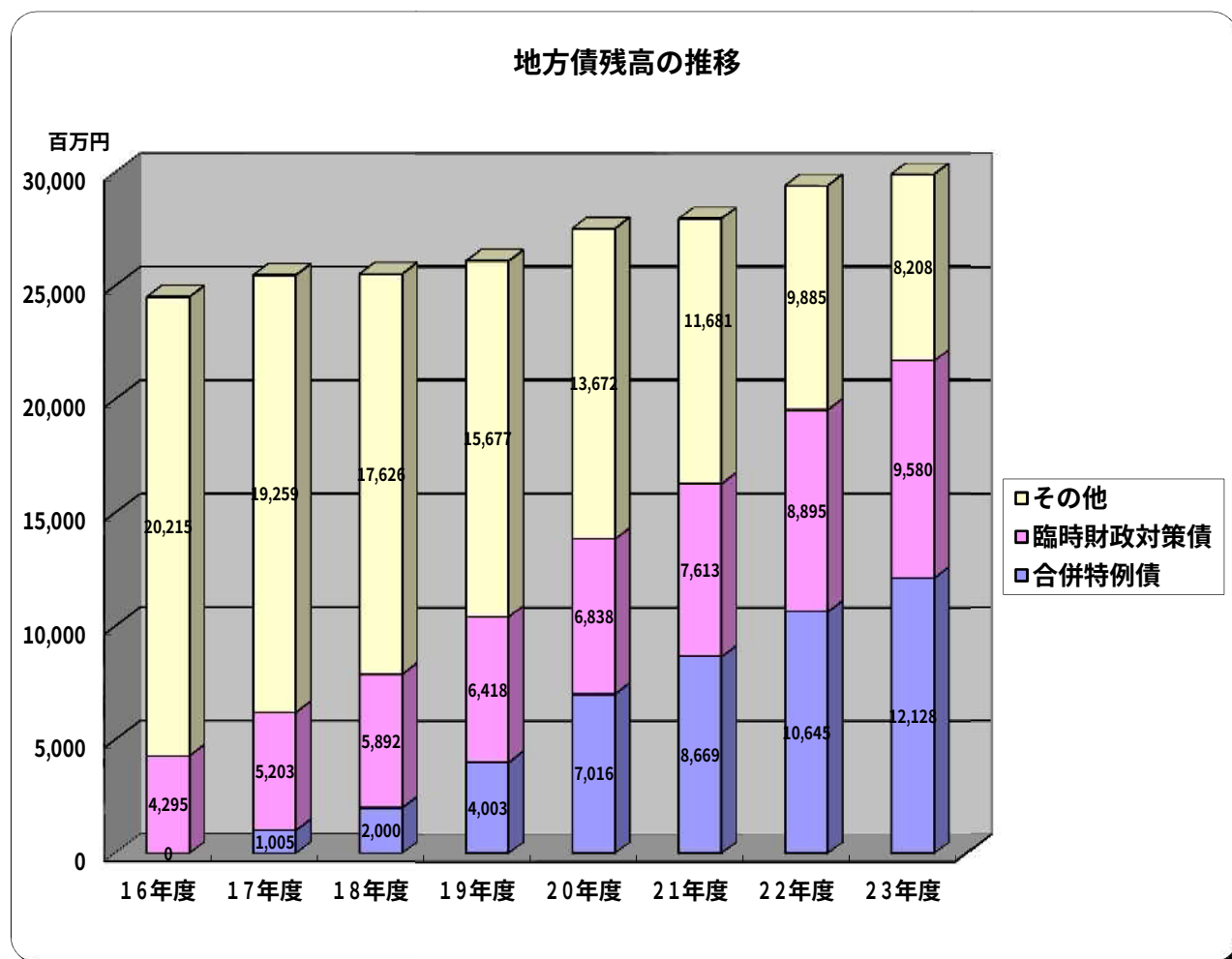
(百万円)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
合併特例債	0	1,005	2,000	4,003	7,016	8,669	10,645	12,128
臨時財政対策債	4,295	5,203	5,892	6,418	6,838	7,613	8,895	9,580
その他	20,215	19,259	17,626	15,677	13,672	11,681	9,885	8,208
合計	24,510	25,466	25,518	26,098	27,526	27,964	29,425	29,916
臨時財政対策債除く残高	20,215	20,263	19,626	19,680	20,688	20,351	20,530	20,336

市民1人当たりの地方債残高は、16年度の400千円から、23年度には532千円まで増加しています。

(千円)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
市民1人当たりの地方債残高	400	419	425	440	469	483	516	532



5 基金の状況

基金とは、市の預金にあたるもので財政調整基金、減債基金のほか、特定の目的のために設置される特定目的基金と、特定の目的のために定額を運用する定額運用基金に分類されます。

積立基金のうち財政調整基金は年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うため、財源に余裕のある年度に積立て、財源不足が生じる年度に取崩しを行うものです。

この財政調整基金は16年度に約21億円であったのが、20年度には約6億円と3分の1以下まで減少し、市の預金を下ろしながら財政運営を行いました。その後地方交付税の増額や職員数の減に伴う人件費の削減などから黒字となり、21年度以降は積立を行ったことから23年度には約26億円と合併時点の積立額を上回る額となっています。

地域振興基金とは、合併後の市町村が、地域住民の連携の強化又は、地域振興のために設ける基金で、この基金の積立額の95%に相当する額について合併特例債の借入ができ、23年度までに約27億円積み立てています。

基金全体では16年度には約46億円であったのが、財政調整基金の減少により20年度には約40億円まで減少しましたが、23年度には財政調整基金や地域振興基金を積み立てたことにより約78億円と16年度と比較して約31億円増加しています。

基金の状況

(百万円)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
積立基金	3,736	4,044	3,887	3,371	3,098	3,911	5,504	6,720
財政調整基金	2,092	2,090	1,561	1,071	578	1,096	1,995	2,632
減債基金	152	168	184	190	197	107	293	540
地域振興基金	0	300	600	902	1,206	1,710	2,217	2,732
その他特定目的基金	1,492	1,486	1,542	1,208	1,117	997	1,000	816
定額運用基金	905	905	905	904	904	904	900	1,035
土地開発基金	893	893	893	893	893	893	893	893
その他定額運用基金	12	12	12	12	12	12	7	142
合 計	4,640	4,949	4,792	4,275	4,002	4,815	6,404	7,755

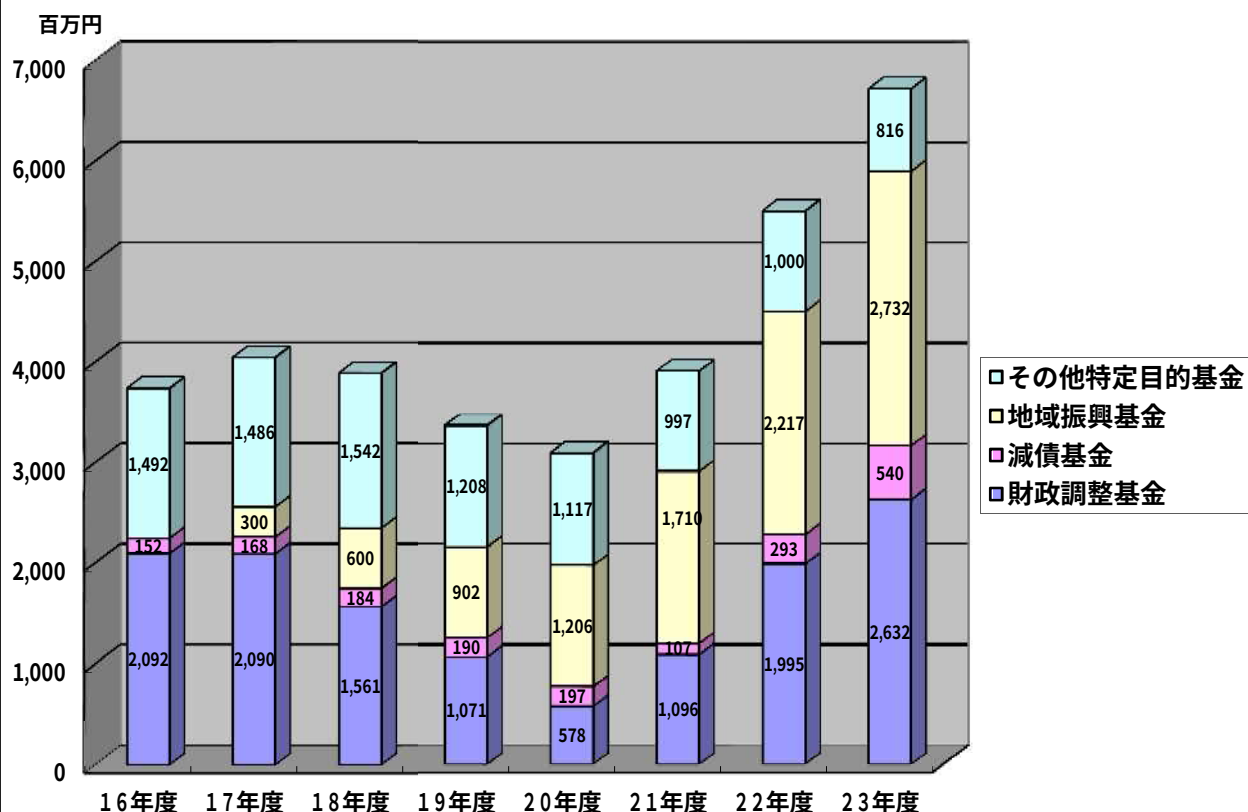
市民1人当たりの積立基金は、財政調整基金残高が一時的に減少したものの、地域振興基金の積立により16年度の61千円と比較して23年度には120千円と増加しています。

市民1人当たりの財政調整基金は、16年度に34千円であったのが、23年度には47千円と増加しています。

(千円)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
市民1人当たりの積立基金	61	67	65	57	53	68	97	120
市民1人当たりの財政調整基金	34	34	26	18	10	19	35	47

積立基金の推移



6 財政指標等

(1) 財政力指数と経常収支比率

財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数として用いられるもので、数字が大きければ大きいほど財政的に豊かであるといえます。本市の場合は0.5前後で推移しており、普通交付税などの依存財源に頼る財政構造であるといえます。

経常収支比率とは、市税や普通交付税などの経常的収入に対して、人件費や公債費といった毎年必ず出ていくお金の割合がどのくらいになっているかを示す値です。この値が大きくなればなるほど自由に使える(道路や建物をつくるなど)お金が少ないということになります。本市の場合は90%前後で推移しており、人件費は年々減少しているものの扶助費や補助費等の増加により経常経費の占める割合が大きく、依然として財政の硬直化が続いているといえます。

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
財 政 力 指 数	0.477	0.495	0.513	0.526	0.522	0.507	0.488	0.472
経 常 収 支 比 率 (%)	93.9	89.6	91.4	92.7	91.6	88.7	85.9	88.4

（２）健全化判断比率

自治体の財政破たんを未然に防ぐとともに、悪化した団体に対して早期に健全化を促すため地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）が制定され、健全化判断比率として４つの指標が定められました。健全化判断比率のうち１つでも早期健全化基準以上となった場合は財政健全化計画を定める必要があります。

１９年度決算から算定することとなった指標のうち実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がないため「－」で表示しています。

実質公債費比率とは、標準的に入ってくる市税や地方交付税など（理論値）のうち、何％が借金の返済に使われているかを示す値で、この比率が高いと借金の返済の占める割合が大きいことになり１０％から１３％の間で推移しています。

全国平均と比較すると、やや高い数値となっており他の地方公共団体と比較して公債費負担割合が大きいといえます。

（参考：全国平均 ２２年度・１０．５％ ２３年度・９．９％）

将来負担比率とは、将来負担すべき実質的な負債の比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です。この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。

将来負担比率は、年々低くなっていますが、全国平均と比較すると、やや高い数値となっており他の地方公共団体と比較して将来負担額が大きいといえます。

（参考：全国平均 ２２年度・７９．７％ ２０年度・６９．２％）

健全化判断比率（志摩市）

(%)

	１６年度	１７年度	１８年度	１９年度	２０年度	２１年度	２２年度	２３年度
実 質 赤 字 比 率				-	-	-	-	-
連 結 実 質 赤 字 比 率				-	-	-	-	-
実 質 公 債 費 比 率		10.7	10.9	11.6	12.3	12.6	12.2	11.8
将 来 負 担 比 率				103.5	109.7	105.4	96.3	87.5

早期健全化基準

(%)

	１６年度	１７年度	１８年度	１９年度	２０年度	２１年度	２２年度	２３年度
実 質 赤 字 比 率				12.76	12.74	12.71	12.69	12.69
連 結 実 質 赤 字 比 率				17.76	17.74	17.71	17.69	17.69
実 質 公 債 費 比 率				25.0	25.0	25.0	25.0	25.0
将 来 負 担 比 率				350.0	350.0	350.0	350.0	350.0

7 用語解説

財政用語について、主なものを五十音順に解説しています。

《あ行》

維持補修費

市が管理する公共施設等の保全、維持のための経費のことです。

依存財源

国や県の意思によって定められた額が交付される財源のことで、地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方債などがあります。

一時借入金

会計年度中に歳計現金が不足した場合に、その不足を補うために借り入れる資金のことです。一時借入金は、一時的な資金の不足を解消するための支払い資金なので、その年度の歳入をもって出納閉鎖までに償還する必要があります。

一部事務組合等

市町村等の事務の一部を共同で処理するために設立された特別地方公共団体のことです。現在、本市が加入している一部事務組合等には、志摩広域行政組合、志摩広域消防組合、鳥羽志勢広域連合などがあります。

一般財源

市税や地方交付税、地方譲与税など、市が自由に使うことのできる財源で、用途が特定されていないものをいいます。一方、用途が特定されている財源を、「特定財源」といいます。

《か行》

合併算定替

合併後10か年度は、合併がなかったものと仮定し、合併前の旧市町村ごとに算定した普通交付税の合算額が保障され、その後の5年間は段階的縮減される。

合併特例債

合併市町村が、まちづくり推進のため、市町村建設計画に基づいて行う事業や基金の積立に要する経費について、合併年度及びこれに続く10か年度に限り、その財源として借り入れることができる地方債のことです。事業費の95%が充当され、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。

基金

一般に、市町村が条例の定めにより、特定の目的のために、積み立てた資金をいいます。基金には、特定の目的のために設置される特定目的基金と、特定の目的のために定額を運用する定額運用基金があります。

基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態で見込まれる税収入を一定の方法で算定したものです。

（収入実績でなく、客観的なあるべき一般財源収入額としての性格を有します。）

基準財政需要額

普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準で行政を行うための財政需要のうち、一般財源で賄うべき額を一定の方法で算定したものです。

義務的経費

その支出が義務づけられ、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費のことであり、人件費、扶助費、公債費からなっています。

繰出金

一般会計と特別会計または特別会計相互間において支出される経費などのことです。

経常収支比率

市税などの毎年経常的に収入される一般財源が、人件費や公債費など毎年経常的に支出しなければならない経費にどのくらいの割合で使われているかを示す指標で、以下の計算式によって算出されます。

◆経常収支比率（％）＝経常経費充当一般財源／経常一般財源収入額×100

減債基金

地方債の計画的な償還を行うために設置する基金のことです。

県支出金

県補助金、県負担金、県委託金に分類され、特定の事業に対し、県から市に用途を指定して交付されるものです。

健全化判断比率

自治体の財政破たんを未然に防ぐとともに、悪化した団体に対して早期に健全化を促すため地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）が制定され、健全化判断比率として4つの指標及び公営企業の経営状況を示す指標が定められました。健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上となった場合は財政健全化計画を、また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を定める必要があります。

公債費

市が借り入れた地方債の元金の償還や利子の支払に要する経費及び一時借入金利子の支払いに要する経費のことです。

公債費負担比率

財政構造の弾力性を判断する指標であり、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合を表す比率です。

◆公債費負担比率（％）＝公債費充当一般財源÷一般財源総額

国庫支出金

国庫補助金、国庫負担金、国庫委託金に分類され、特定の事業に対し、国から市に用途を指定して交付されるものです。

《さ行》

財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うため、財源に余裕のある年度に積立て、財源不足が生じる年度に取崩しを行います。

財政力指数

普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の３年間の平均で、各地方公共団体の財政力を示す指数です。この指数が「１」に近いほど財政的に余裕がある団体といわれています。

市債（＝地方債）

財政上必要とする資金を外部から調達するために負担する債務で、その返済が一般会計年度を越えて行われるものをいいます。いわゆる市の借金で、地方債を起こすこと（発行すること）を「起債」といいます。

自主財源

市が自主的に収入しうる財源のことで、市税、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金などがあります。

市税（＝地方税）

現在、本市の市税には、現在、市民税（個人分、法人分）、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税の６種類があります。

実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

実質公債費比率

18年4月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い導入された財政指標であり、公債費による財政負担の程度を示すものです。従来の「起債制限比率」に反映されていなかった公営企業（特別会計を含む）の公債費への一般会計繰出金、一部事務組合等の公債費への負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの等の公債費類似経費（準元利償還金）を算入しています。

$$\text{◆実質公債費比率（％）} = (A + B) - (C + D) \div (E - D)$$

A：地方債の元利償還金（繰上償還等を除く）

B：地方債の元利償還金に準ずるもの

C：元利償還金、準元利償還金に充てられる特定財源

D：地方債に係る元利償還および準元利償還金に要する経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入された額

E：標準財政規模

実質収支

決算において、歳入歳出差引額から繰越事業に伴って翌年度に繰り越すべき財源を控除した決算額のことです。

$$\text{◆実質収支} = \text{歳入決算額} - \text{歳出決算額} - \text{翌年度へ繰り越すべき財源}$$

実質収支比率

実質収支の額の適否を判断する指標であり、標準財政規模に対する実質収支額の割合で示されます。実質収支が黒字の場合は正の数、赤字の場合は負の数で表されます。

実質単年度収支

財政調整基金の積立てなどの実質的な黒字要素や、積立金の取り崩しなどの赤字要素が含まれている単年度収支から、これらを控除したものをいい、これらの黒字・赤字の要素が、歳入歳出面に措置されなかったとしたら、単年度収支がどうなったかを見るものです。

$$\text{◆実質単年度収支} = \text{単年度収支} + \text{財政調整基金積立金} + \text{起債繰上償還} - \text{財政調整基金取崩額}$$

将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です。この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。

人件費

職員等に対し、勤労の対価、報酬として支払われる経費で、職員給与、市長・副市長給与、議員及びその他委員等報酬などのことです。

《た行》

単年度収支

単年度収支とは、言い換えれば当該年度だけの実質収支のことです。実質収支は、当該年度までの収支の累積であることから、以下の計算式により算出されます。

◆単年度収支＝当該年度の実質収支－前年度の実質収支

地域振興基金

合併後の市町村が、地域住民の連携の強化又は、地域振興のために設ける基金でこの基金に対する積み立てのうち、特に必要と認められるものに要する経費については、合併特例債を起こすこと（発行すること）ができ、その合併特例債の元利償還金の70%について、普通交付税の措置が講じられます。

地方交付税

国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税のそれぞれ一定割合の額で、地方公共団体ごとの財源の均衡化を図り、地方財政の計画的な運営を保障するため、国が一定の基準に基づき交付するものです。普通交付税と特別交付税があります。

地方債（＝市債）

財政上必要とする資金を外部から調達するために負担する債務で、その返済が一般会計年度を越えて行われるものをいいます。いわゆる市の借金で、地方債を起こすこと（発行すること）を「起債」といいます。

地方税（＝市税）

現在、本市の市税には、現在、市民税（個人分、法人分）、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税の6種類があります。

積立金

特定の目的のために財産を維持し、または資金を積み立てるために設けられた基金等に積み立てるための経費です。

投資的経費

道路、公園、学校、公営住宅の建設等、社会資本の形成等に向けられ、その支出の効果がストックとして将来に残るものに支出される経費です。これに分類される経費は、普通建設事業費、災害復旧事業費などがあります。

特定財源

使途が特定されている財源をいいます。特定財源に分類されるものとしては国庫支出金、地方債、負担金、使用料、手数料などがあり、いずれも建設事業、施設の維持管理費等指定された目的に使われます。

特別交付税

地方交付税の一部で、普通交付税算定に用いられる基準財政需要額または基準財政収入額に反映することのできなかつた具体的な事情を考慮して交付されるものです。

《は行》

標準財政規模

地方公共団体の標準的な一般財源の規模のことで、以下の計算式によって算出されます。

$$\text{◆標準財政規模} = \text{標準税収入額等} + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$$

標準税収入額等

地方公共団体の標準的な税収入額を示します。

$$\text{◆標準税収入額等} = \{ \text{基準財政収入額} - (\text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{児童手当特例交付金}) \} \times 100 / 75 + \text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{児童手当特例交付金}$$

扶助費

生活保護費や児童・高齢者や障がい者などに対するさまざまな福祉サービスに要する経費などのことです。

普通会計

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲は異なっており、財政比較や統一的な掌握が困難なため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分のことで、本市の場合、一般会計（一部公営企業会計等として経理する部分を除きます。）、住宅新築資金等貸付事業特別会計と後期高齢者医療特別会計の一部から構成されます。

普通建設事業費

道路、学校、庁舎等公共用または公用施設の新増設等の建設事業費に要する投資的経費のことです。

普通交付税

各地方公共団体の標準的な必要額（基準財政需要額）と標準的な収入（基準財政収入額）を見積り、財源不足が生じる場合、その不足額を基礎として地方公共団体に交付されるものです。

物件費

賃金、旅費、消耗品費、備品購入費、委託料など物財調達のための経費のことです。

補助費等

各種団体に対する補助金、交付金、一部事務組合等に対する負担金、報償費、保険料等の経費のことです。

《ら行》

ラスパイレス指数

地方公務員と国家公務員の給与水準を、国家公務員の職員構成を基準として、職種ごとに学歴別、経験年数別に平均給与月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したものです。

臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、普通交付税の振替分として、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債です。地方公共団体の実際の借入にかかわらず、その元利償還金相当額が後年度基準財政需要額に算入されます。

連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要があります。